慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	太原崇善寺『釈迦世尊応化示跡図』試論
Sub Title	An essay on Taiyuan the Chongshan Temple "Shijia Shizun yinghua shiji tu"
Author	植松, 公彦(Uematsu, Kimihiko)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2002
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.82, (2002. 6) ,p.202(167)- 210(159)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00820001-0210

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

太原崇善寺『釈迦世尊応化示跡図』試論

植松　公彦

筆者は，南京大学に留学中の二〇〇一年五月三日から九日までの一週間，山西省の平遙県，太原市，大同市を個人的に旅行する機会を得た。その目的は，これら三都市の市内や郊外に散在する名勝古跡の観光に過ぎなかったが，道中各所で目にすることのできる，宋元明清時代当時の様相を比較的よく留めるという数多くの文物は，当時の中国通俗文学に関心を抱き，また，同省を初めて訪れた筆者にとって，新鮮な驚きであった。

さて，本稿で取り上げる『釈迦世尊応化示跡図』（以下，『応化示跡図』）は，山西省の省都太原市の五一南路皇廟巷東端に建つ崇善寺に伝わる，かつて同寺に存在していた仏教壁画を臨摹したものである。筆者は，五月五日に崇善寺を訪れた際，大悲殿内に設けられた同寺所蔵の文物を展示するガラスケースの中に，『応化示跡図』全図のうちの一幅の複写を見て初めて同図の存在を知ったが，当初はさしたる興味も覚えなかった。

ことさらに述べるまでもないことではあるが，筆者は留学当時，中国の各地を旅行する機会に恵まれた際には，訪れた名勝古跡等で販売される解説書の類を事情の許す限り購入するよう心掛けていた。崇善寺を訪れた際も，同寺の法物流通処で『太原崇善寺文物図録』（以下，『文物図録』）(1)を購入したが，宿所に戻った後，『応化示跡図』全図の図版を見て，その独特な形態に関心を抱いた。

筆者は中国通俗文学の研究を志すものであり，中国仏教美術に対する筆者の専門知識は（残念ながら）皆無に等しい。しかし，本稿で敢えて『応化示跡図』を取り上げてみようと考えた所以は，筆者のような立場をとる

ものが，文献資料を取り扱うのみならず，こうした文物資料にも視野を広げることは，中国通俗文学の諸相の一端を明らかにするうえで，資するところ決して少なからぬように思われるためである。

崇善寺の歴史的変遷については『文物図録』に詳しく，筆者がここで改めて贅言を費やすには及ぶまい。ただし，筆者同様に，これまで崇善寺についてあまり多くをご存じない方々もいらっしゃることであろうし，また，本稿で『応化示跡図』を取り上げるに当たって，そのおおよその歴史的背景を整理しておく必要もあろう。そこで，『文物図録』の解説に基づき，崇善寺の歴史的変遷をごく簡単にまとめることにしよう。

明初，太祖朱元璋は元朝の残存勢力による北辺への侵寇に対処するため，長城沿いの各軍事拠点に九つの辺鎮を置いたが，太原府はそのうちの一つである。また，明朝の中央集権体制を強固なものとするため，洪武二（一三六九）年に封建諸王の制を定めた。洪武三（一三七〇）年，嫡三子棡が晋王に封ぜられ，洪武十一（一三七八）年，太原府に就藩した。太原府の治所は陽曲県（現在の太原市）に置かれた[2]。

崇善寺は，晋王棡が母后馬氏を追悼するため，明代以前の旧寺の基礎の上に建立された。崇善寺の建立時期には，①唐代，②洪武六（一三七三）年，③洪武十四（一三八一）年，④洪武十六（一三八三）年の四説がある。『文物図録』刊行当時，政府関連部門は，対外宣伝上，③説を取っていたが，新たに出土した碑記等の資料と『明史』の記述を比較検討した結果，④説が最も有力であると言う[3]。

建立後，崇善寺には僧綱司が置かれ，太原府下の僧侶を統括した[4]。また，明初当時の政治状況を反映して，同寺は朱氏家廟の性格をも併せ有した。その偉容は，『善財童子五十三参図』の成化十九（一四八三）年「五十三参序」[5]に，

> 其の殿堂金錯巍巍乎として影を接ぎ輝を連ぬ。階陛玉もて裁ち迥迥然として深く環り遠く布く。紺樹陰森として花天雨に飄り，朱扉掩映として香徳風を散ず。味禅清節の高僧を存し，操業雅宜の童行を育む。規模宣序にして，儼かなること仙宮の若し。惟だ太原に甲なるのみに

あらず，誠に蓋し晋国第一の偉観なり。

と評されるほどであった。崇善寺に現存する『重修崇善禅寺記』[6]によれば，成化，正徳，嘉靖年間の三次に渡って，同寺には全面的な補修が施されたが，『応化示跡図』と『五十三参図』の臨摹されたのは，成化年間の補修時である。

明末清初の動乱や，特に同治三（一八六四）年の大火により，大雄宝殿等の主要な建築物の大半が灰燼に帰し，本来『応化示跡図』と『五十三参図』が壁面に描かれていた回廊も，その際に失われてしまった。現在，建立当時の面目を留める建築物は，大悲殿等のみである。民国時代と日本占領時代にも一定の被害を蒙ったが，新中国成立後，一九六五年には省級重点文物保護単位に指定され，一九七八年には対外開放されて，今日に至っている。

さて，本題に入ろう。『文物図録』によれば，『応化示跡図』は『五十三参図』とともに，成化十九（一四八三）年に臨摹された。縦五十一センチ，横三十七センチ，封面には黄緞が，裏面には紙骨絹面が用いられ，全体は石灰色で染められている。前者は全八十四幅，後者は全五十三幅あり，両者ともに保存状態は良好である。特に『応化示跡図』は，その彩色と装丁の美しさゆえに，後世『宝石画』とも称されたという[7]。

『応化示跡図』の成化十九（一四八三）年「八十四龕序」には，

先曾祖恭王[8]，洪武初の間に受託す。於我。

太祖高皇帝の聖衷，茲の邦を藩維とするに仁智英武の徳，中辺寧謐の暇を以てし，首め斯の地の偉建，斯の刹の庸報を卜ふ。

罔極の恩富かなる哉。両掖の長廊[9]，釈迦世尊示跡成道の像を絵画し以て天下萬世を照らす。仏龕に帰する者は自ずからする所有るを知る。於戯我。

先曾祖の王道仏道を作し善を画き美を画くは，惟ふに予載ち仰ぎ載ち瞻るも亦何を以て及ぶ者なる哉。今絵像日遠くして金朱煙淡す。其の総寺事住持金公西白の輩，共に其の誠を竭くし新たに粧彩せんと欲し，先ず方冊を裁ち以て其の儀を模す。冊葉は玉もて就し金もて成し

来す。

と見え[10]，さらに，同序冒頭には，

釈迦世尊，曠大なる劫の前縁に性真妙常の理を頓悟し，其の清浄なる宝目，忍び見るべからざる有り。一切の含霊，本真絶貪に迷背し瞋癡茫茫然とし生死の海に流転して返るを知らず。故に大悲願を興し法界性極を称ふ。三大阿僧祇劫以来恒沙諸佛に歴事し一切萬行を熏脩して最後身に至り，水澄み月満ち，雲静かにして天圓く，一性無為の中に八相成道の跡を示す。今八十四龕[11]，正に此を劃かつなり。其の八相なる者は，住兜率天と曰ひ，降神母胎と曰ひ，住神母胎と曰ひ，示現降生と曰ひ，示現出家と曰ひ，成等正覚と曰ひ，転妙法輪と曰ひ，大般涅槃と曰ひて，一々相内互互として円融す。

と見え，これらの記述から，壁画としての『応化示跡図』成立の由来，臨摹に及んだ動機，臨摹前，臨摹後の形態とそこに描かれた内容の大概を知ることができる。

また，上の引用文中に，「両掖の長廊，釈迦世尊示跡成道の像を絵画し以て天下萬世を照らす。仏龕に帰する者は自ずからする所有るを知る」とあるように，空間的な連続性を有し，それが故に時間的な連続性を表現するに適した回廊の壁面を画面として利用することによって，人々が回廊を巡ること自体が，自ずと釈迦の「八相成道」の過程を辿ることになるといった演出効果を企図したのであろうことが窺い知れよう。

『応化示跡図』に描かれる内容がどのような仏典の影響下にあるのか，同図が技法的にどのような過去の絵画作品の影響下にあるのか，また，仏教美術史上，同図が如何なる芸術的価値を有するのか等については，『文物図録』や注(7)前掲温氏論文に詳しい。その種の議論は，その方面に門外漢である筆者にとって手に余るものであるから，関心をお持ちの方は，直接に『文物図録』と温氏論文をご参照いただきたい。

筆者が本稿で注目するのは，『応化示跡図』の壁画としての形態そのものに見られる特徴である。『応化示跡図』は，釈迦の「八相成道」の過程に見られる幾多のエピソードを個別に区切り，一つ一つ独立した内容とし

て明示しつつも，上の引用文中に「一々相内互互として円融す」と見えるように，釈迦の「八相成道」の個別のエピソードをその時間的な連続性を損なうことなく，表現することに成功しているのである。

『文物図録』は，『応化示跡図』が他の多くの寺院に見られるように殿宇内の四方の壁面を利用せずに，回廊の壁面を利用して描かれた結果，「画家のために非常に広々とした創造空間を提供し，彼らにより自由に芸術的な創造を行わせている」と指摘している(12)。『応化示跡図』が壁画として独自の形態を備えるに至った動機を，作画上の技法や表現の追求に求めるならば，この指摘は至極納得のゆくものであろう。

しかし，また違った観点から『応化示跡図』を眺め直すことはできないだろうか。我田引水の誹りは免れないかもしれないが，筆者には，『応化示跡図』が壁画として独自の形態を備えるに至ったその背景には，作画上の技法や表現の追求があるのみならず，年代的に『応化示跡図』が先んずるとは言え，中国古典通俗小説が備える分則分回といった形態と相通ずる意識があるもののように思われるのである。

それを裏付けることのできる可能性がある，目に見える具体的な証左として挙げられるのは，『応化示跡図』が，「第一，護明菩薩，修行して会を辞すること」から「第八十四，諸天及び諸人の王，舎利宝塔を建つること」まで，画面左上に見える，画面背景とは異なる朱色を施した，短冊状の長方形の枠の中に，毎幅，幅数と幅目を提示している点である。これは，中国古典通俗小説に見られる回数，回目の提示と酷似していよう。

王伯敏氏によれば，歴史上，明代は近世絵画発展の重要な時期であり，その発展は，当時のその他各種の学術思想の発展と一定の関係があり，当時の都市の繁栄と市民の需要に応じて発達した『三国演義』，『西遊記』，『水滸伝』など，中国文学史上，重要な地位を占める中国通俗文学の出現は，直接的或いは間接的に，当時の民間美術から版画に至るまで，その発展に影響を及ぼしたという(13)。

中国古典通俗小説の流行が，直接的或いは間接的を問わず，明代絵画の発展に影響を及ぼしたという王氏の指摘は，筆者にとって示唆に富んだも

のであるが，文学が絵画に影響を与えたというよりは，むしろ文学と絵画は相互に影響を及ぼしあっていたと考える方が，妥当な見解であるように思う。そうした意味で『応化事跡図』の存在は，非常に示唆に富んだものであると言ってもよいのではなかろうか。

『応化示跡図』の作者や作画の具体的な状況を伝える，『文物図録』と温氏論文に未出の文献資料はないものかと，筆者は本稿を執筆するに当たって，東洋文庫所蔵の万暦，順治，乾隆『太原府志』と康熙，道光『陽曲県志』にも目を通してみた。結論から言えば，これらの文献資料の中には，残念ながら『応化示跡図』に言及する記述は一切見あたらなかったが，いくつか参考に資する記述が見受けられた。

乾隆『太原府志』の明代の記事には，「梁檀，陽曲人……絵事を善くす」，「王適，字古弦，陽曲人……墨画に工みなり」と見え(14)，道光『陽曲県志』の明代の記事には，「郝異彦，字太素，陽曲岡上人……善く美人花草翎毛を画く」や「趙文徴，字鳳白，陽曲人……山水画に工みなり」などと見え(15)，明代当時，もっぱら絵画の巧みさによって，陽曲県にその名が伝わった画家たちの存在を知ることができる。

とは言え，上に列挙した画家に関する記述の中には，彼らと仏画の関係を窺わせる内容は皆無であり，彼らと『応化示跡図』の直接的或いは間接的な関わりを見出すことは不可能であるが，官職を持たぬ民間の画家のうち，世に名を留めることのできるものはほんの一握りであったろうことを考えると，明代当時，陽曲県一帯にも，有名な画家の存在の基層には大量の無名の画家たちの存在があったことは，推測に難くない。

再び王氏によれば，商品経済が発達するに従い，明代の民間絵画はさらに活発になり，都市から農村まで至るところに画工，画業が存在し，明代の画工の中には，画舗を開いて大寺院の壁画の制作を請け負うものもいた。また，明代の画家の仕事の範囲は広く，巻子，壁画，飾り提灯等々，様々な絵画を手掛けていたといい(16)，朧気ながらも，『応化示跡図』の作者や作画の実際の状況を思い浮かべることができよう。

筆者の乏しい知識と断片的な資料からは，なかなかにうまく論を進める

ことができず，内心忸怩たる思いがあるが，あらゆる文化事象が，絶対孤立のものとしては成立しえないと考えるとき，『応化示跡図』は，文学，特に中国古典通俗小説と絵画を結ぶ橋梁としても，非常に興味深い存在であると言っても過言ではないだろう。そうした意味で，筆者のように文学研究を志すものが，今回のように文物資料を取り上げてみることは，決して無駄な作業ではあるまい。

注

（1） 張紀仲等編著『太原崇善寺文物図録』（『山西省仏教文物叢書』，山西人民出版社，一九八七年）。『応化示跡図』については，解説を論述部分の二六～三一頁に，図版を図片部分の二一～四四頁に収める。『超星数字図書館』（http://www.ssreader.com.cn/）でも，同書の全文，全図の閲覧が可能である。

（2） 陽曲県の沿革については，明李賢撰『大明一統志』，復旦大学歴史地理研究所『中国歴史地名辞典』編委会編『中国歴史地名辞典』（江西教育出版社，一九八八年）を参照した。なお，明清時代の太原県は，現在の太原市西南方の晋源県である。

（3） 『文物図録』の見解を踏襲したものか，羅哲文等著『中国著名仏教寺廟』九六頁（中国城市出版社，一九九五年）や，中国仏教協会『法音』雑誌社等が主催する『中国仏教信息網』（http://www.buddhism.com.cn/）に見える崇善寺の解説では，④説を取る。

なお，『文物図録』では，崇善寺の建立時期を検討するに当たって，「『太原県志』（明嘉靖，清道光本）」も参照したとあるが（論述部分，十一，四五頁），明清時代，同寺が建立されていたのは，太原県ではなく陽曲県である。従って，『太原県志』に崇善寺に関するまとまった記述があるとは考えにくかろう。

筆者が，試みに明高汝行撰，嘉靖『太原県志』を調べてみたところ，崇善寺に言及した記事は，巻一「寺観」上生寺条に「国朝，洪武二十四年，崇善寺に帰併す」と見えるのみであった。また，劉緯毅主編『山西文献総目提要』（山西人民出版社，一九九八年）によれば，嘉靖，道光年間の『太原府志』と『陽曲県志』は存在しない。

『文物図録』が参照する「『太原県志』（明嘉靖，清道光本）」に相当する記述は，筆者が本稿を執筆するに当たって調べた，東洋文庫所蔵の『太原府志』と『陽曲県志』のうち，清沈樹声等纂修，乾隆『太原府志』，清戴夢熊修，李方蓁等纂の康熙『陽曲県志』，清李培謙等修，閻

士譲等纂，道光『陽曲県志』に見える。

（4）『文物図録』では典拠が明示されていないが，筆者が調べえた『太原府志』のうち，成書年代が最も古い万暦刊本の巻二十四，「古迹」，寺廟，太原府崇善寺条に「城東南隅，洪武初，僧綱司を内に建置す」と見える。

また，清覚羅石麟修，儲大文纂，雍正『山西通志』，巻一百六十八，「寺観」，太原府，陽曲県，多福寺条に「明，寺僧昌海，洪蓮，義金と与に三高士と称せらる。永樂中，詔選して京に赴き大藏經を纂修せしめ，太原府僧綱司都綱を授く」と見える。現在は，山西省仏教協会が置かれている。

（5）崇善寺には，『応化示跡図』と併せて，かつて同寺に存在していた『善財童子五十三参図』（以下，『五十三参図』）の摹本が伝わる。『文物図録』は，『五十三参図』について，解説を論述部分の二六～三一頁に，図版を図片部分の四七～六三頁に収める。

（6）『文物図録』によれば，成化十六（1383）年『重修崇善禅寺記』残片，嘉靖四十二（1563）年『重修崇善禅寺記』，民国二十九（1940）年『重修崇善寺碑記』があると言うが，それぞれの記述を断片的に引用するのみで，原文の全容は明かではない。

（7）温金玉「崇善寺『世尊示跡図』芸術賞析」（『法音』第一二四期，一九九四年一二月）。残念ながら，『文物図録』には封面と裏面の図版は収められていない。管見では，仏教美術の方面でも，『応化示跡図』を取り上げた論考は，これまであまり多くは行われていないようである。温氏論文では，『文物図録』同様，『応化示跡図』の芸術的特徴や価値について，詳しく論じられている。

（8）「先曾祖恭王」は晋王棡を指す。洪武三十一年に没す。「八十四龕序」が書かれた成化十六（一四八〇）年当時，第六代晋王に在位していたのは，晋靖王の嫡一子表栄である。成化十四年に世孫に封ぜられ，没後，晋懐王に追封された（『明史』，巻一百，「表第一」，諸王世表一，晋表）。

（9）『文物図録』によれば，「両掖の長廊」とは大雄宝殿の東西に設けられた回廊を指す。『応化示跡図』と『五十三参図』の序跋からだけでは，今一つその様子を想像しにくいが，『文物図録』，図片部分，三頁に収められる『明代絵制崇善寺建築全図』によって，大雄宝殿の周囲を巡る大規模な回廊の存在を確認することができる。

（10）『文物図録』，論述部分，二七頁と温氏論文は，「世尊示跡図像後跋」に「総寺事金公なる者，住持福公，深公，銭糧寺全公の輩，同に一誠を輸して重ねて新たに粧彩し先功を壮麗ならしめんと欲し」云々と見える

と言うが，『文物図録』に収められた『応化示跡図』と『五十三参図』の序跋には，これと完全に一致する記述は見えない。

(11) 「八十四」という数は，『成実論』で言う「八十四法」に由来するものであろうか。「八十四法」と「成実論」については，それぞれ，丁福保編『仏学大辞典』一一八頁と一一三九頁（上海書店出版社，一九九一年）を参照のこと。

また，明銭穀『呉都文粋続集』巻二十九所引の元黄溍「平江承天能仁寺記」至正九年春三月の記述には，「正殿の八十四龕，廡下の五十三参を補画す」と見える。壁画としての『応化示跡図』と『五十三参図』の成立から比較的近い過去に，これらと同様の形態を有する壁画が存在していたことを示唆する例として，非常に興味深い。

(12) 同書，論述部分，二十六頁。

(13) 王伯敏著『中国絵画史』，五二五頁（上海人民美術出版社，一九八二年）。

(14) 同書，巻四十六，「芸術」，明。

(15) 同書，巻十六，「志余」，方伎，明。

(16) 王伯敏著『中国絵画史』，四四三～四四四頁（上海人民美術出版社，一九八二年）